

令和5年度に係る自己点検・評価(研究)の報告書

令和6年8月26日
大学経営戦略会議

1. はじめに

本件は、岡山大学内部質保証規則(令和3年岡大規則第19号)第6条の規程に基づき、実施した研究に関する点検及び評価の結果を報告するものである。

2. 実施体制・手順

研究・イノベーション共創機構運営会議では、内部質保証に関する推進責任者である学長の下、自己点検・評価の実施方針に定める研究に関する観点のうち、令和5年度を実施対象とする項目について、点検・評価を実施した。

具体的には、研究倫理の順守に関して、令和5年度の実施状況や実施結果をもとに、必要な措置を講じ、適切に対応しているかを点検・評価した。

3. 総括

令和5年度に係る自己点検・評価(研究)の結果、研究倫理の順守に関して、大多数の部局は必要な措置を講じ、適切に対応していると判断していた。また、研究倫理教育の受講率も教職員95.5%(令和4年度末89.8%、令和3年度末90.2%)、学生84.2%(令和4年度末74.2%、令和3年度末64.4%)と年々増加していることから、研究倫理の順守に関しては、全体的に適切な状態にあるものと判断できる。しかし、本学は、研究大学として教職員、学生の研究倫理教育の受講率100%を目指すべきであることから、引き続き受講率の向上に努めてゆくことが必要である。

4. 前年度の点検・評価の結果、確認された改善を要する事項(前年度の点検・評価実施時点で対応済のものを除く。)の対応状況

該当なし。

5. 点検・評価の結果、確認された改善を要する事項のうち主要なもの

該当なし。

6. 点検・評価の結果、確認された全学での検討が必要な課題のうち主要なもの

該当なし。

7. 点検・評価の結果、「注意が必要」とした事項に対し、維持・向上させるための活動計画のうち主要なもの

該当なし。

8. 点検・評価の結果、優れた成果が確認できる取組のうち主要なもの

該当なし。